

復興交付金事業計画

計画名称	須賀川市復興交付金事業計画書
計画策定主体	須賀川市
計画期間	平成23年度～平成24年度
計画区域	須賀川市市街地周辺地域及び藤沼湖周辺地域 ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況	平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0、震度6強という有史以来最大規模の大地震となり、本市は内陸部で最大の震度6強を観測し、市域の広範囲にわたって甚大な被害をもたらしました。 被害の状況は、住家家屋では、全壊家屋が1,055棟、大規模半壊が450棟、半壊が2,910棟、一部損壊が10,151棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内4箇所の仮設住宅に150世帯、365名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしております。また、藤沼湖堰堤決壊により、貯水していた150万トンもの濁流が林地や立木、農地を巻き込んで下流域の集落を飲み込み、住民7名が死亡、1名が未だ行方不明となっているなど、今まで築きあげてきた貴重な財産である宅地や農地、さらには住宅22戸が押し流されるという甚大な被害を受けました。 さらに、災害時の防災活動拠点ともなるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況にあります。また、震災前に市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターまでもが今回の震災により使用不能となる被害を受けたため、市民活動や市民交流機能が失われているとともに、市街地中心部の家屋の被害も大きく、これら被害からの復旧・復興が急務となっております。 ライフライン関係につきましては、道路の陥没や亀裂などが市内各所約500箇所に及ぶとともに、道路に埋設してある上下水道管につきましても、マンホールの隆起や管破裂などの被害が生じ、生活物資の供給不足や断水などを引き起こし、市民の日常生活に著しい支障をもたらしました。 市営住宅につきましては、山寺北団地を含む市内4箇所で外壁の亀裂落下や廊下損傷などの被害があり、相当数の入居者が避難所に一時避難しなければならない状況となるとともに、震災の影響により取り壊しとなる建物も生じたところであります。 教育施設につきましては、市内の全17校で亀裂などの被害が生じたところであり、特に第一小学校につきましては、校舎及び校庭が使用不能となる甚大な被害を受け、現在は約3キロ離れた場所に建設した仮設校舎での授業を余儀なくされている状況となっております。また、今回の大震災において避難所や情報拠点となった体育館や公民館におきましても、外壁の亀裂や天井崩落など甚大な被害が生じたことにより、一部の地域体育館などの体育施設はいまだに使用できない施設もあるなど、本市は、東日本大震災により津波被害を受けた沿岸地区と同様な甚大な被害を受けたところであります。 なお、市内各施設等における被災状況については、添付した「須賀川市震災復興計画」に記載しております。

震災の被害からの復興に関する目標

■震災復興計画に基づく復興

東日本大震災により甚大な被害を受けた本市におきましては、地域別懇談会や市内各層からなる市民まちづくり懇談会などの市民の皆さんの意見を踏まえ、昨年12月20日に「須賀川市震災復興計画」を策定し、市民と復興への「想い」を共有、共感しながら、ともに復興への歩みを進めていく考えであります。

震災の被害からの復興に関する目標としては、広域的かつ多くの市民が被災している現状を踏まえ、市民生活及び社会生活基盤の復旧などを目的とした「市民生活の再建」、本市の基幹産業である農業をはじめ、商工業の復興を促進する「産業の復興」、震災を踏まえ、災害に強いまちづくりや再生可能エネルギー促進などに取り組む「安全・安心なまちづくりの推進」の3つの基本的視点に基づき、震災からの一日も早い復興に取り組む考えであります。

その取り組みにあたっては、東日本大震災により住家家屋への被害が多く、市庁舎などの公共施設が使用不能となるなど、甚大な被害を受けた本市市街地中心部を含めた市内区域において、災害に強いまちへ再生するため、都市防災総合推進事業による「須賀川市復興まちづくり事業計画（仮称）」を市民との協働により策定し、復興のシンボルとなる市街地中心部の早期の復興とともに市民生活の安全確保の観点から防災機能の充実強化を図る考えであります。

また、市民生活の再建支援や都市基盤・ライフラインの復旧を最優先に、「安全」「安心」なまちづくりへ取り組むとともに、震災前の状態に復元することはもとより、将来の「安全」「安心」を確保することも重要であるため、防災・減災の観点や災害時の活動拠点としての機能充実などの視点から各施設の耐震化や再生可能エネルギーの導入などを進めていく考えであり、市震災復興計画に基づき、毎年度計画を検証しながら「実施計画」を策定し、実効性を確保することとしています。なお、早期の復旧・復興を実施する必要がある以下の事項につきましては、集中的に取り組んで参る考えであります。

市庁舎及び総合福祉センターの再建につきましては、分散した行政機能をいち早く集約し、市民生活の利便性を確保するとともに、生活や防災、産業、観光など様々な情報発信基地として、また市民活動の拠点として早期復旧を図るため、市民サービスの充実や防災拠点としての役割など、市街地中心部の復興と合わせ、様々な視点から検討し復興のシンボルとして再建する考えであります。

次に道路や下水道などのライフラインにつきましては、災害復旧事業により震災前の状態に戻つつあるものの、復興を進めるにあたっては、震災前にも増して、その防災機能の充実や他自治体との災害時における広域連携、また生活物資輸送路の確保等の視点から、道路の整備延伸や下水道施設への防災機能、更には停電時においても対応が可能となるよう再生可能エネルギー施設を整備する考えであります。

次に、市民の尊い命や財産などを一瞬にして奪った藤沼湖堰堤決壊に伴う被害からの復興につきましては、被災者の生活再建を最優先に考え、再び生活ができるよう宅地の整備をはじめ、基幹産業である農地や農業施設の復旧を行うとともに、被害集落における防災や減災機能を有した防災公園の整備についても行う考えであります。

教育関係施設につきましては、使用不能となった学校施設の早期復旧を図るとともに、こどもたちの安全・安心を確保する観点から校舎をはじめ関連施設の耐震化や防災機能の充実に努めて参る考えであります。

※詳細については、「須賀川市震災復興計画」を参照願います。

対象事業の詳細 様式1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期 ☒ 有（基金設置主体：須賀川市）／ 無（ ☒ 基金設置の時期：平成24年3月）※該当を で囲んで下さい
復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 ※別添添付